避難勧告、避難指示及び特別警報・暴風・大雨・洪水・大雪警報発令時における登下校および授業について

「愛知県全域」あるいは**「愛知県西部全域」**、**「尾張東部全域」**、**「名古屋市」**に上記の警報等が発令された場合、次のような措置をとりますのでお知らせします。

登校前に、発令されている場合

避難勧告、避難指示及び特別警報、暴風・暴風雪警報	
午前６時までに避難勧告、避難指示及び特別警報・暴風（雪）警報が解除されないとき	・　午前中の授業を中止します。
午前11時までに避難勧告、避難指示及び特別警報・暴風(雪)警報が解除されたとき	・　５時限より授業を行います。 ・　昼食後、該当学年は**午後１時15分に分団集合場所に集合し**、学校へ到着するよう分団登校します。
午前11時をすぎても避難勧告、避難指示及び特別警報・暴風（雪）警報が解除されないとき	・　当日の授業を中止します。

大雨、洪水、高潮、大雪警報
・　危険がない限り、平常通り登校させてください。 ・　登校に危険のある場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、危険がなくなってから登校させてください。 ・　学区全体の状況が登校困難と判断された場合「メール配信」で登校を見合わせるよう連絡します。

登校中、登校後に避難勧告、避難指示及び特別警報が発令された場合

1　登校途中はそのまま登校させ、学校に待機させます。

2　保護者が児童等を引き取りに来た場合は、気象状況、地域の安全を十分に確認するとともに、保護者には、地域の状況等を伝え引き渡します。

登校中、登校後に暴風・暴風雪警報が発令された場合

1　登校途中はそのまま登校させます。

2　全校児童の下校が可能な場合には、家に入ることができるか確認の上、担当教員が分団集合場所付近まで引率し分団下校します。（状況に応じて待機させます）

3　家に入ることができない児童は、学校で待機させ、保護者へ連絡をします。

※　学童保育所開所前は、学校で待機させ、学童の指導員さんに引き渡します。

※　**トワイライトスクールは中止**となります。

※　在校中に河川の氾濫や崖崩れ等による避難勧告が発令された場合は学校で待機させます。

震度５強以上の地震が起きた場合の登下校および授業について

※　下記の措置の中で、「学校からの連絡」は、メール及び電話回線が規制された場合は「広報」（テレビ・ラジオ等）によるものとします。

震度５強以上の地震発生

1　在宅中に起きた場合

○　学校からの連絡があるまでの間、臨時休業とします。

2　登校中に起きた場合

○　原則としてそのまま登校させ、「在校中に起きた場合」と同じ措置を取ります。

○　翌日以降、学校からの連絡があるまでの間、臨時休業とします。

3　在校中に起きた場合

（1）家族の方に引き渡します。家族の方のお迎えがあるまで、学校で待機させますので、速やかにお迎えをお願いします。

お子さんは原則として教室で待機し、その後は特別活動室で待機します。

（2）状況によってお子さんの待機場所が変わることがあります。

地震発生後の状況によっては「上八事第一公園」「池見公園」「４階教室・なかよし広場(屋上)」へ避難誘導し、待機させることがあります。

（3）翌日以降、連絡があるまでの間、臨時休業とします。

4　下校中に起きた場合

○　そのまま下校させ、連絡があるまでの間、臨時休業とします。

警戒宣言発令

○　臨時休業とします。

警戒宣言解除

○　地震発生がなく解除
　→「警戒宣言発令なし」の場合と同じ措置を取ります。

○　地震発生後に解除
　→被害状況に応じて判断します。

警戒宣言発令なし

○　午前６時までに判定会が解散
　→平常通り授業を行います。

○　午前11時までに判定会が解散
　→午後の授業（５時限から）を行います。
　・各家庭で昼食後、該当学年の児童は分団集合場所に集合し、午後1時30分～40分に学校に着くように分団登校します。

○　午前11時を過ぎてから判定会が解散
　→当日の授業を中止します。

※　注意情報の発表と関係なく